上郡町認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン

令和８年１１月

上郡町教育委員会

上郡町認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン

上郡町教育委員会

1 趣旨

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年１２月２２日付け７ス庁第１８３９号スポーツ庁次長・文化庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知別添２）に基づき、上郡町では、その受け皿となる認定地域クラブ活動団体の適切な設置及び運営を確保するため、上郡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は認定地域クラブ活動に求める基本的な事項等をとりまとめた「上郡町認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定します。

2 認定地域クラブ活動とは

（１）認定地域クラブ活動

アフタースクール人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録した指導者が主体となって実施する、スポーツ又は文化芸術活動を行う地域クラブ活動で、教育委員会が認定した活動をいいます。

（２）地域クラブ活動

地域でスポーツ及び文化芸術活動を行っている任意の団体で、教育委員会が認定地域クラブ活動として認定していない活動をいいます。

3 認定地域クラブ活動の目的

（１）認定地域クラブ活動の活動を通して、生徒たちが生涯にわたって多様なスポーツ・文化芸術活動に取り組む場を確保します。

（２）地域の指導者等を中心に、地域を基盤とした社会教育として認定地域クラブ活動を推進することで生徒の心身の健全育成を図ります。

（３）教職員の働き方改革の一環として、学校部活動に従事する負担を軽減することで、生徒に向き合う時間の確保と、地域と連携した教育活動の質の向上を図ります。

4 認定地域クラブ活動の設置について

（１）申請と認定等について

① 認定地域クラブ活動を設置しようとする人材バンク登録者は、生徒や保護者が安心して安全に活動できるよう、ガイドラインに示す事項を遵守することを条件とします。

② 認定地域クラブ活動を設置しようとする人材バンク登録者は、上郡町における認定地域クラブ活動の趣旨、条件等を理解したうえで、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保と、心身の健全育成等を図るための指導方針を明確に示す「地域クラブ活動指導団体・指導者申請書」（様式第２号）等の必要書類を作成し、関係書類を添えて教育委員会に提出してください。

③ 教育委員会は、申請団体の活動内容等を審査し、上郡町における認定地域クラブ活動として認定し、地域クラブ活動認定通知書（様式第５号）により通知をします。

④ 教育委員会は、認定地域クラブ活動の活動状況等について把握に努め、適切な運営等について指導助言を行います。登録条件に反する事態が発覚した場合は、協議を行い登録抹消するなど所定の

対応を行います。

（２）認定地域クラブ活動の参加対象と応募について

① 認定地域クラブ活動に参加する生徒は、競技・実技経験や技量、障害の有無等に関わらず、認定地域クラブ活動で活動することを希望する上郡町内の中学校に在籍するすべての生徒とします。ただし、町外からの参加も想定されるため、教育委員会が特に認めた場合はこの限りではありません。

② 教育委員会は、生徒が円滑に所属したい認定地域クラブ活動を選択するために、認定地域クラブ活動一覧表（以下（「一覧表」という。）を作成し、ホームページ等により公表します。
（団体の加入状況等により随時更新します。）

③ 中学校は、生徒が所属したい認定地域クラブ活動を選択するための資料として一覧表を活用し、各認定地域クラブ活動の活動方針、内容等を周知します。

④ 生徒は、自らが活動したい認定地域クラブ活動を選択し、参加する場合は保護者の同意を得て、各認定地域クラブ活動所定の申込書等を実施主体に提出します。

5 認定地域クラブ活動の適切な運営について

（１）指導者の確保と資質向上について

① 認定地域クラブ活動は、生徒にとってふさわしい環境を整備し、安心で安全な活動を確保するための指導者を配置し、指導技術の担保による専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めてください。

② 認定地域クラブ活動の指導者は、生徒の安全・健康面の配慮等、生徒への適切な指導力等の質を高め、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶を徹底してください。

③ アフタースクール事務局（以下「事務局」という。）が地域クラブの適切な指導に資することを目的に開催する研修会を毎年受講してください。

④ 運動系認定地域クラブ活動の指導者は、公認スポーツ指導者資格等を取得することが望ましいです。

（２）保険の加入について

認定地域クラブ活動は、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるように、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険へ必ず加入させてください。

（３）会費の設定と適切な会計処理について

① 認定地域クラブ活動に参加するための費用は、受益者負担を原則とします。

② 認定地域クラブ活動に参加するための費用は参加種目の数によらず一律とし、事務局が一括して徴収します。

③ 事務局は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行います。

（４）適切な活動の確保について

① 認定地域クラブ活動は、生徒の希望や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保に努めてください。

② 認定地域クラブ活動は、生徒の安定的・継続的な活動を確保するため、活動場所等を工夫してください。

③ 認定地域クラブ活動は、生徒による円滑な活動を確保するために、年間、月間等の活動計画等を作成し、事前に生徒及び保護者に示してください。

④ 教育委員会は、適切な活動を確保する観点から、生徒や保護者からのハラスメント等についての相談窓口を設置します。相談があった場合は、認定地域クラブ活動は事実確認等とともに、教育委員会の指導助言に対して適切に対応願います。

6 合理的で効率的・効果的な取組について

（1）適切な指導の徹底について

① 認定地域クラブ活動の指導者は、活動において練習効果を得るために適切な休養を取ることが必要であることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めることや、バーンアウトにつながることを正しく理解し、発達の個人差や成長期における体と心の状態に十分配慮したうえで指導を行ってください。

※バーンアウト（燃え尽き症候群）とは、過剰かつ慢性的なストレスを受けた結果として生じる情緒的消耗感。

② 指導者は、活動にあたっては生徒の安全・健康面に配慮するとともに、暴力・暴言、行き過ぎた指導、あらゆるハラスメント等の根絶を徹底してください。

（2）活動日、活動時間、活動場所、及び適切な休養日等の設定について

認定地域クラブ活動は生徒に無理のない活動とし、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう原則として次に掲げる活動時間、適切な休養日の設定をしてください。ただし、各認定地域クラブ活動の実情を踏まえ、教育委員会と協議のうえ生徒に無理のない範囲内で柔軟に対応できることとします。

① 学校の学期中は、週当たり２日以上の休養日を設けてください。平日は少なくとも１日、休日においても１日以上を休養日としてください。

② 休日に大会参加、練習試合等により活動した場合は、休養日を他の日に振り替えてください。

③ 学校の長期休業中は、学期中に準じた扱いを行ってください。また、生徒が十分な休養を取ることができるように、ある程度の長期の休養期間を設けてください。

④ 一日の活動時間は、平日は長くとも２時間程度、休日（学校の長期休業中を含む。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行ってください。

⑤ 参加する生徒の学校行事や定期試験等とともに地域の行事等に配慮してください。

7 安全に配慮した適切な指導について

（1）生徒の自己指導能力の育成について

① 指導者は、生徒の健康管理について注意喚起を図り、生徒自らが体調の変化に応じて練習を軽減したり中止したりするなど、怪我や事故を回避する能力を育成してください。

② 指導者は、生徒が自分自身や他人の安全を積極的に確保できるように指導してください。

（2）安全指導の充実について

① 認定地域クラブ活動は、指導の充実とともに、様々な状況に適切に対応するために複数の指導者による活動を原則とします。また、指導者と生徒間で約束された安全面に十分に留意した練習内容で活動することとし、指導者は状況に応じて臨機応変に練習内容の変更の判断をしてください。

② 指導者は、活動中の急な天候の変化（雷、竜巻等）や自然災害の発生（大雨、地震等）に伴う危

険を理解・予測し、安全面に十分配慮して活動してください。また、気象警報発表時の対応や緊急連絡体制等について、本ガイドラインの参考資料を基準に整備してください。

③ 指導者は、予測される危険性の事前確認や、用具・練習場所の安全確認と、正しい使用方法を指導してください。また、使用前の安全確認の習慣化や、準備・片付け等の安全指導について十分に行ってください。特に新１年生をはじめ、経験が少なく器具等の扱いや活動内容について不慣れな生徒もいることから、安全に十分配慮した指導を行ってください。

（３）生徒の健康管理について

① 指導者は、活動前後に個々の生徒の健康観察をすることはもとより、生徒の心身に与える影響を考慮して、活動中も生徒の心身の健康状態を把握し、生徒の動きや顔色等、変化に応じて柔軟な指導を行ってください。

② 指導者は、定期考査や学校行事を考慮し、生徒の心身の健康状態やその時々の体調に応じた無理のない活動内容としてください。

（４）熱中症に対する予防の徹底について

指導者は、生徒の安全確保の観点から、各種目等の特性を踏まえて熱中症対策に適切に取り組んでください。

（５）重大事故発生時の対処について

① 認定地域クラブ活動は、年度当初に重大事故発生時の対応手順等について確認してください。

② 指導者は、応急手当や救命措置、心肺蘇生法の正しい手順や、ＡＥＤの設置場所と使用方法を理解し、事故発生時には確実に実践してください。

③ 万一、重大事故が発生した時は、指導者は「生命の確保」を第一に、救急搬送等について迅速かつ適切に対応するとともに、保護者や関係機関に速やかに連絡し、十分に連携を図ってください。

④ 重大事故が発生した場合は、認定地域クラブ活動は事故の状況とその対応等について、事務局に連絡してください。

（６）生徒指導に係る問題への対応

① 認定地域クラブ活動の活動中に生徒同士のトラブルやいじめが発生した場合は、認定地域クラブ活動が主体となり、保護者及び学校と適切に連携しながら責任をもって問題の解決にあたってください。

② 特に、生徒間のいじめを認知した場合は、学校と適切に連携しながら、事実に基づいて解決を図ってください。

③ 問題解決が困難な場合は、教育委員会とも連携を図ってください。

８ 学校との適切な連携について

（１）生徒の望ましい成長の保障

① 認定地域クラブ活動は、これまでの学校部活動の意義や役割について継承・発展させ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう、学校教育関係者等と必要な連携ができるように留意してください。

② 認定地域クラブ活動における生徒指導上の問題が、生徒の学校生活に影響する場合も想定されるため、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、認定地域クラブ活動は学校に適切に情報提供し、連携しながら解決にあたってください。

（２）地域全体で生徒の活動支援

認定地域クラブ活動として生徒の活動状況や、スケジュール等について学校と共通理解を図りながら適切に連携してください。学校としても役割を自覚し、認定地域クラブ活動と適切に連携しながら、地域全体で生徒の望ましい成長を保障する環境づくりに努めます。

9 大会参加について

（１）運動部系認定地域クラブ活動の対応について

① 中学校体育連盟（以下「中体連」という。）をはじめとする各種大会は、活動の成果発表の場として認定地域クラブ活動から参加することができます。ただし、複数の認定地域クラブに所属する生徒は、中体連主催の大会へ参加できるのは、いずれかひとつの認定地域クラブ活動に限るものとします。

② 中体連大会参加にあたっては、認定地域クラブ活動は当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録するとともに、定められた期間内に事務局に認定地域クラブ活動認定手続きを申請し、認定を受けてください。また、県中体連が示す参加資格や競技毎に示される細則、大会運営への協力等も含めた規定に基づいて適切に対応してください。

③ 各種大会に参加するための様々な条件、規定等の情報は、認定地域クラブ活動が各主催者から収集し、対応してください。

（２）文化部系認定地域クラブ活動対応について

① 文化部系認定地域クラブ活動において、活動の成果発表の場として大会やコンクール等に参加する場合は、上記運動部系認定地域クラブ活動と同様に、認定地域クラブ活動からの参加を原則とします。

② 各種大会に参加するための様々な条件、規定等の情報は、認定地域クラブ活動各主催者から収集し、対応してください。

（参考資料）

［熱中症への対策］

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

⑴ 活動季節や時間帯によっては、熱中症予防サイトにおいて情報提供されている「暑さ指数」と必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価（図）を参考に、活動の可否を判断します。

⑵ 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（平成 30 年 3 月改訂環境省）等で顧問や生徒が熱中症予防策を十分理解して活動するとともに、最近の気候状況を鑑み、暑くなり始める 5 月頃より熱中症の可能性を予測し、練習内容や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について適切に指示します。

【高温や多湿時における大会への対応】

① 町教育委員会や体育連盟等の関係団体は、主催する学校体育大会等が予定されている場合については、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこととします。

② なお、広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の事前の健康チェック、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いがある症状がみられた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底することとします。

【熱中症予防のための指導のポイント】

① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツをさせることは避けましょう。

② 屋外での運動やスポーツを行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせましょう。

③ 屋内外に関わらず、長時間の練習はこまめに水分や塩分を補給し、適宜休憩を入れましょう。また、終了後の水分・塩分補給も忘れずにしましょう。

④ 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意しましょう。

⑤ 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら速やかに水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等必要な措置をとりましょう。

⑥ 生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにしましょう。

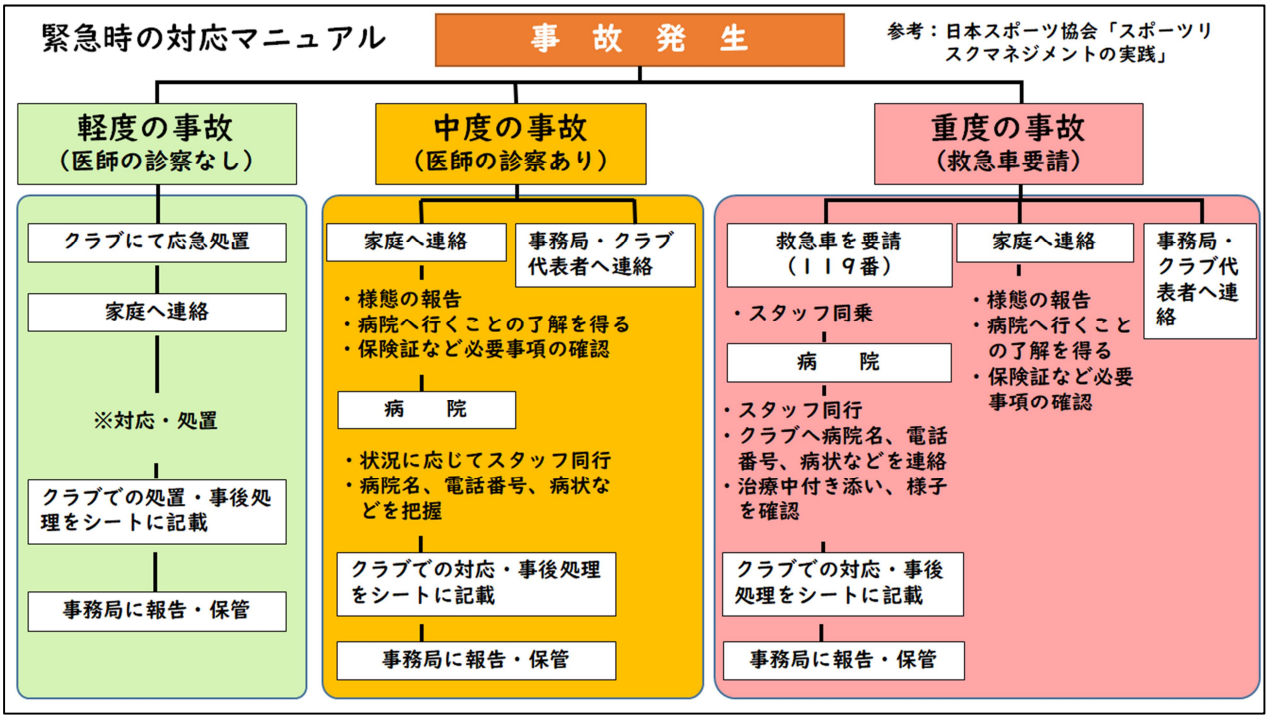
独立行政法人日本スポーツ振興センターより抜粋

（図）熱中症予防のための運動指針（2024 日本スポーツ協会）



［重大事故発生時の対処］

日頃から、一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアル（フロー図）を手元や活動場所等の指導者がすぐに確認できる場所に掲示します。また、心肺蘇生法、ＡＥＤ使用などの応急処置についても、全ての指導者が熟知し、確実に実践します。



— 突然死を防ぐためのEAP(Emergency Action Plan)の作成とその実践を —

学校での突然死を0(ゼロ)に!

日本スポーツ振興センターのデータによれば、学校管理下での子どもたちの突然死は
幼稚園や保育所を含め2023年度までの10年間で209件にのぼります。
これは死亡事故全体の41％を占め、死因の1位となっています。
一方、学校管理下の子どもたちの突然死は、1980年代当初1年間で150件以上もありました。
心肺蘇生やAEDの普及によって多くの子どもたちの命が救われてきたのです。
学校での突然死ゼロは決して夢ではありません。
各学校では、緊急時の行動計画を定めそれを実践できるようにしておきましょう。

※Emergency Action Plan：事故発生時に速やかつ迅速に行動するための緊急時対応計画

公益財団法人 日本AED財団

危機管理体制の整備

□[危機管理マニュアル]	「緊急時には管理職への報告より救命処置が優先」「その場から119番」を徹底していますか？危機管理マニュアルは定期的に見直していますか？
□[傷病者発生時の判断・行動チャート]	人が倒れた時の判断・行動チャートを作成していますか？
□[緊急連絡体制]	携帯電話所持やインターフォン配備など校内緊急連絡体制を構築していますか？
□[アクションカード等]	救命の現場での必要な行動や119番通報の仕方などを記載したアクションカードや一覧表を整えて周知していますか？
□[AED]	AEDは片道1分以内で取りに行ける場所に準備してありますか？ 子どもたちを含め全員がAEDの設置場所を知っていますか？ AEDの標識は各所に見える場所に貼ってありますか？
□[緊急携行物品]	緊急時に携行する物品がまとめてあり、全員がその保管場所を知っていますか？
□[健康状態の把握]	子どもの健康状態が把握され、要注意情報が共有されていますか？ 天候や運動強度等はチェックしていますか？
□[消防機関や医療機関との協力]	関連の消防機関や医療機関との協力体制は整っていますか？
□[メンタルケア]	救命の現場にいた子どもや大人に心身の不調が出た場合の連絡・相談体制は整っていますか？

学校関係者への救命教育の推進

□[緊急事態想定訓練]	「子どもが突然倒れた」ことを想定した訓練を全教職員で実施していますか？
□[救命実技訓練]	全教職員が心肺蘇生・AEDの実技訓練を定期的に受講していますか？ 手技だけでなく早期の救命処置の重要性の理解が徹底していますか？
□[指導者の育成]	教員が子どもたちに心肺蘇生・AEDを指導できる体制が整っていますか？
□[子どもへの救命教育]	発達段階に応じ、「命の大切さ」を学ぶ一環として心肺蘇生・AEDに関する教育を実施していますか？ (例) 小学生：実習を通じて心肺蘇生・AEDの重要性を理解し、「大人を呼びに行く」「救命処置を手伝う」など自分にできることを確認するなど 中・高校生：実習を通じて心肺蘇生の方法、AEDの使用法を身に付ける。大人や仲間とともに実際に行動できる能力を伸ばすなど。
□[保護者への啓発]	PTA等で心肺蘇生・AEDに関する講習会を実施するなど救命教育の意義について理解を図っていますか？

「傷病者発生時の判断・行動チャート」(ASUKAモデルより)

取組前にまずチェック！

観点		チェック項目
未然防止	天候	□ 天候については、どのような留意を要するのか。
	健康状態	□ 健康上配慮する子どもは誰か。また、どう配慮するか。
	指導計画	□ 指導者の役割分担は、明確になっているか。 □ 活動の場は、安全が確保されているか。
事故発生時の対応		□ AED 等の重大事故発生時携行機材は、どこにあるか。 □ 緊急連絡用の携帯電話等は携行しているか。 □ 管理職及び養護教諭の所在を把握しているか。 □ 事故発生時における指揮命令者は、誰か。

救命処置は"秒"を争います。
ためらわずに行動を
起こしましょう！

反応(意識)
「なし」「わからない」



応援要請
その場から119番通報　AED手配
現場から自身の判断で

【救急車の要請方法】
その場から携帯電話で119番通報
→「救急車をお願いします」
・「～学校です。住所は○○○です。」
・傷病者の状況(学年・性別・意識の有無・呼吸の有無・けいれんの有無・全身の外傷の有無)
・通報者の氏名を伝える

普段どおりの呼吸
「あり」→ ・回復体位
・気道確保
・目を離さず継続的な観察観察
・悪化したらただちに心肺蘇生を開始

「なし」「わからない」

その場で心肺蘇生の実施
・ただちに 胸骨圧迫
・可能なら気道確保をして人工呼吸(2回)
・胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す

・強く
大人は約5cmの深さ
小児は胸の厚さの1/3沈み込むように
・速く
1分間に100回-120回のリズムで
・絶え間なく
中断は10秒以内

救命活動は
・すぐにやる！
・誰もがやる！
・皆でやる！



AEDが到着したら、
電源を入れ、
AEDの指示に従い操作する
ショック後ただちに胸骨圧迫を再開
(ショック不要でもただちに再開)

救急隊に引き継ぐまで、
または傷病者に呼吸や目的のある仕草が認められるまで
心肺蘇生を続ける。

指揮命令内容チェックシート
□周囲の安全は確認したか
□傷病者の状況を的確に把握しているか
□心肺蘇生を含む応急手当を継続して行っているか
□応援の要請をしたか
□救急車の要請をしたか
□消防指令センター員による口頭指導を伝達したか
□AEDなどの重大事故発生時携行機材を手配したか
□AEDの電源をいれ、パッドを装着したか
□保護者に事故概要などを伝えたか
□周囲にいる児童生徒を離れた場所に移動させたか
□救急車の進入路を確保しているか
□救急車の誘導の準備はできているか
□事故対応について時系列に記録をしているか

救命の現場にいた子どもや
大人へのメンタルケアを
心掛けましょう

公益財団法人 日本AED財団
編集　〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目7-13山手ビル3号館1階
／日本臨床救急医学会

事故・怪我発生報告書

氏　名		年　齢	歳
学校名		学　年	年
発生日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分頃		
発生場所			
発生部位			
症　　状			
処　　置	処置者		
医師の判断	有　／　無 診断結果 全治　　間		
治療方法			
原因（状況）			
今後の対策			

年　　月　　日

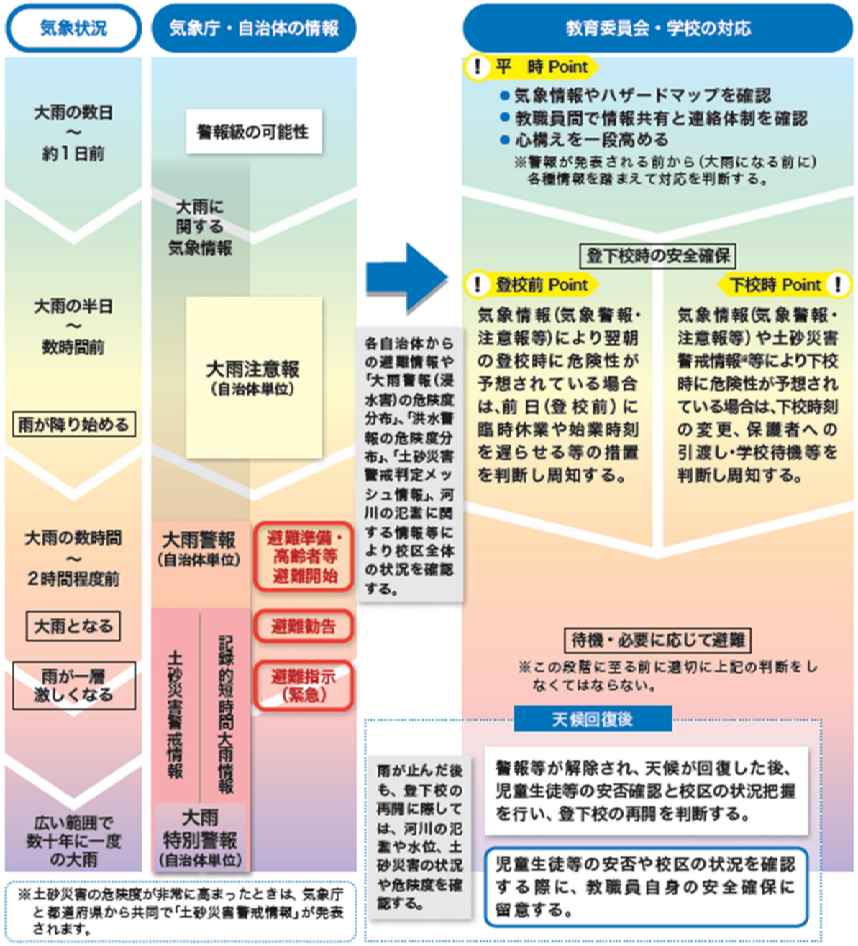
※事故・怪我の大きさに関わらず、原則、当日中に事務局への報告をお願いします。

3-6 気象災害への対応

大雨・台風、大雪などによって登下校時に危険が予測される場合は、児童生徒等の安全を確保するために臨時休業や学校待機等の措置をとることが求められます。その際、気象情報、河川情報や自治体が発令する避難に関する情報など正確な情報を収集し、適切に判断することが大切です。

1 大雨発生時の教育委員会・学校の対応例

気象災害に関しては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、順次発表される気象情報に対して、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していくことが求められます。ここに記載した大雨発生時の対応例は、早期に情報を収集し、判断をする手順を示したものです。これを参考に様々な気象災害発生時に適切に対応できるよう事前に準備を行っておくことが大切です。



2 気象災害への学校の対応上の留意点

気象災害は、もともと災害発生の危険性が認められる場所に、大雨などの災害を引き起こす現象が加わることで発生します。また、利用する気象情報や危険度分布の種類等は、学校の立地によって異なります。各学校においては、平時より各自治体のハザードマップなどで、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な場所を事前に確認しておかなければなりません。

その上で、気象庁から大雨や台風、大雪等の気象情報が発表された際には、各自治体の避難に関する情報にも留意し、できるだけ早期に対応を検討することが重要です。なお、台風や発達した低気圧等の場合は、暴風により屋外の行動が困難になる前に対応を完了することが必要です。

■状況に応じた対応

【登校前】

- 気象庁が発表する気象警報・注意報等、公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、大雨や暴風、波浪、高潮、大雪によって登校時の危険が予想される場合は、「臨時休業」や「始業時刻を遅らせる」等の措置を検討します。特に、雨や雪の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、各自治体から発令される避難に関する情報（※避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）なども参考にしながら、判断することが大切です。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。

【児童生徒等が在校時】

- 教職員で分担して、学校や通学路を含めた周辺の状況を把握します。（道路の冠水、河川の水位、土砂崩れ、潮位等）ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲での把握をします。
- 土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討します。
- 大雪の場合は、雪崩や通学路の除雪状況等についても確認する必要があります。
- 通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、登校前と同様に気象情報や避難に関する情報も参考にしながら、「授業の打切り」「集団下校」「保護者への引渡し」「学校待機」等の対応を判断します。ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えにくることがないようにしておくことが必要です。

【情報共有・報告等】

- 臨時休業や授業打切り等の判断に際しては、教育委員会をはじめ近隣の学校や放課後児童クラブ等とも連絡を密に取りながら判断することが大切です。
- 判断した結果を教育委員会等へ報告し、全教職員で協力し対応に当たります。
- 保護者等へ措置・対応等について、メール配信や電話連絡等を活用し連絡します。停電等により保護者と連絡が取れない場合も想定し、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく必要があります。
- 確実に連絡が届いているかどうかについても、確認する必要があります。
- 学校からの休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておきます。
- 登校前や下校後の児童生徒等の安否確認も、必要に応じて行います。
- 学校が避難所となる場合もあることから、その対応についても自治体の防災部局と連携して準備しておきます。

【防災情報の活用】

気象情報やハザードマップなどの様々な防災情報は、以下のウェブページで確認することができます。各自治体が公表する情報と併せて活用しましょう。



大雨警報や洪水警報が発表されたときなどに、実際にどこで災害の危険度が高まっているのか「危険度分布」で把握できます。

- 気象庁ウェブページ　http://www.jma.go.jp/jma/index.html
- ハザードマップポータルサイト（国土交通省）　https://disaportal.gsi.go.jp
- 防災情報のページ（内閣府）　http://www.bousai.go.jp

3 雷への対応における留意点

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちます。また、周囲より高いものにほど落ちやすいという特徴があります。

グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、約８割の人が命を落とすと言われています。

また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがあります。木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷です。

遠くで雷の音がしたら、既に危険な状況です。自分のいる場所にいつ落雷してもおかしくありません。



＜積乱雲が近づくサイン＞（気象庁提供）

以下のような変化を感じたら、それは積乱雲が近づいている兆し（サイン）です。
まもなく、激しい雨と雷がやってきます。竜巻などの激しい突風が起きるおそれもあります。


真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた


急に冷たい風が吹いてきた

【避難の留意点】

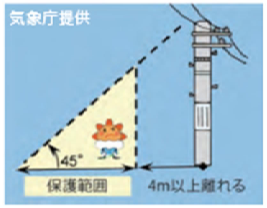
- 部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難します。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童生徒等を待機させます。
 その際は、学校の対応を保護者等に連絡することが大切です。

＜雷鳴が近くで聞こえたら＞

- 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにします。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難します。
- 鉄筋コンクリート建築、自動車、バス、電車の内部は比較的安全です。
- 木造建築の内部も基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から１m以上離れればさらに安全です。

＜安全な空間に避難できない場合＞

- 近くに避難する場所がないような場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくします。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から４m以上離れたところに退避します。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から２m以上は離れましょう。



4-1 事後の対応

事故等発生後、速やかに児童生徒等の安全を確認するとともに、安全を確保した下校方法等を検討する必要があります。

1 安否確認

事故等は、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後、さらには登下校中などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、児童生徒等の負傷の状況や安否情報を収集する必要があります。児童生徒等だけでなく教職員が負傷していることも考えられるため、安否確認できる体制を複数整えておくことや情報の集約については担当を決めて組織的に行う必要があります。

【安否確認の内容と教職員の対応】

安否確認については、状況別に整理しておくことが必要です。学校以外の場所に避難していることも想定し、緊急事態に迅速に情報提供してもらえるよう学校周辺の店や民家、子供110番の家等と日頃から体制を作っておくことが大切です。

また、学校からの情報発信について、情報通信網が不通の場合に備え、地域や避難施設の掲示板などの活用や、事前に保護者等とルールを決めておくことも大切です。

（1）児童生徒等が学校内にいる場合の安否確認

- 負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告します。
- 休憩時間や放課後などは、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認します。
- 児童生徒等が校舎外に出て、学校周辺の店や民家、子供110番の家などに避難していないかを調べます。
- 校外活動中の場合も上記のような安否確認を行い、学校に報告します。

（2）児童生徒等が登下校中や自宅にいる場合の安否確認

児童生徒等の自宅やその周辺、学校周辺の店や民家、子供110番の家、避難所などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。その際、教職員は被害（二次被害等も含め）に巻き込まれないように注意することが大切です。

（3）安否情報の集約

- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進めます。（事前に負傷者名簿を備えておくことが大切です。）
- 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請などの対応に移ります。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、連絡・通信手段の複線化を図っておきます。

※災害時の安否確認については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」も参考にしてください。

2 引渡しと待機

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要があります。校長は、緊急の対応を実施することを全教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行います。事故等により停電で情報手段の遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切です。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要です。

（1）引渡しの判断

引渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にした判断が求められます。その際、例えば右記のようなことに留意して判断することが必要になります。

事故等の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等

引渡しの判断基準（例）

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫ってこないか
- 引渡す保護者にも危険が及ばないか

が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引渡しをしたり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要です。

大雨や雷等の自然災害での引渡しの判断

大雨が降っていたり、雷が鳴っていたりしている場合に下校させることは危険です。事前に気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないよう下校又は待機（避難）を判断することが大切です。

また、学校周辺だけでなく、児童生徒等の通学路の状況や公共交通機関等も踏まえて判断することも必要になります。

（2）引渡し手順の明確化

引渡しの際には、一度に多くの保護者が集まり、混乱、錯綜することが予想されるため、あらかじめ引渡しの手順を明確にしておくことが大切です。

例えば、年度初めに、緊急時引渡しカードに引渡し者を登録するなど、確実に引渡しが行えるよう、児童生徒等及び保護者と手順を確認しておきます。家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認も必要です。校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認しておくことが求められます。

また、園児や障害のある児童生徒等については、一層の配慮が必要になることから、個々の実態を踏まえた対策を行います。



※引渡しの具体的な手順については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」も参考にしてください。

3 教育活動の継続

児童生徒等の安全が一旦確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく必要があります。事故等の被害の状況によっては、校舎が使えなかったり、必要備品が揃わなかったりすることも考えられます。また、停電等により情報収集が円滑にできないことも考えられ、臨機応変な対応が求められます。

- 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保します。校舎が使えない場合は他校を使用することも検討します。
- 事故等の発生現場等の使用は避けた校舎の使用計画を検討します。
- 養護教諭・スクールカウンセラーや学校医等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討します。

【避難所運営との調整】

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ右図のようなプロセス（一例）が考えられます。避難所の運営に一義的な責任を持つ各自治体の防災担当部局等と教職員が協力できる内容についてあらかじめ調整しておくとともに、運営方策を検証、整備しておくことが必要です。その際、教職員の勤務時間帯であっても休暇や出張等で教職員が不在の場合や、勤務時間外では教職員が学校に参集するのに一定の時間が必要であること等により、少人数で運営を担わざるを得ない事態が発生することを考えておくことが大切です。また、教育活動の円滑な再開を見据え、仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、車両の進入等の場所等の避難所としての学校施設の利用計画が十分であるかを確認しておく必要があります。

	災害状況等	避難所の状況	協力内容として考えられる例
救命避難期	（直後～） ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	事故等発生 地域住民等の学校への避難	●施設設備の安全点検 ●開放区域の明示 ●駐車場を含む誘導　等
生命確保期	（数分後～） 消防・警察・自衛隊等の救助開始 （数日後～） 応急危険度判定士による安全点検	避難所の開設 避難所の管理・運営 自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	●名簿作成 ●関係機関への情報伝達と収集 ●水や食糧等の確保 ●備蓄品の管理と仕分け、配付等 ●衛生環境整備 ●自治組織への協力 ●ボランティア等との調整 ●要保護者への協力　等
生活確保期	（数週間後～） 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	●学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

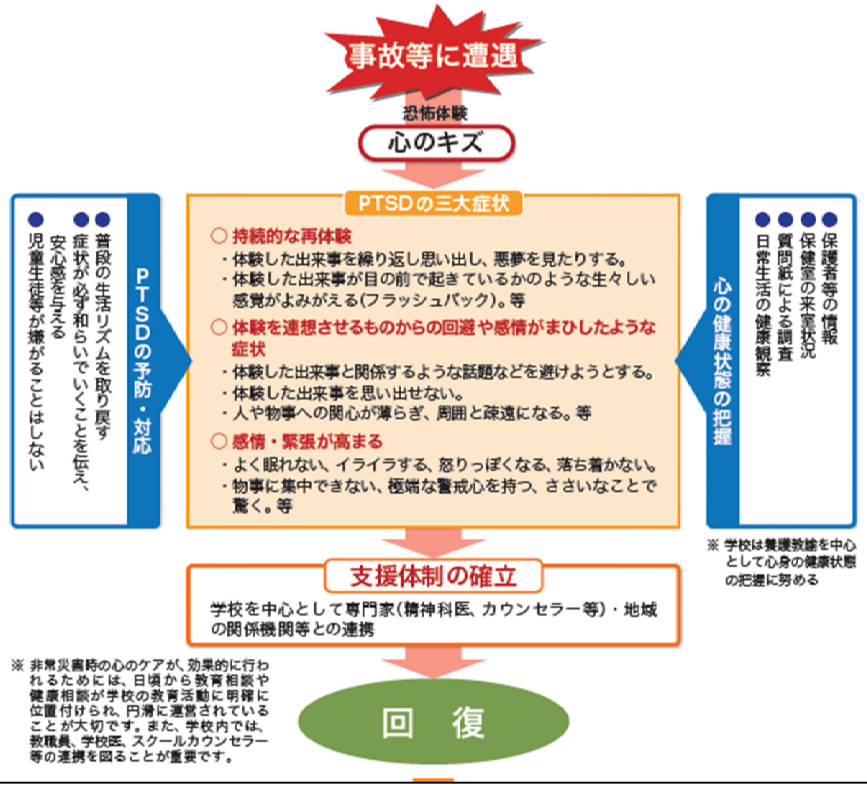
近隣地域等からの救援物資等

4-2 心のケア

事故等に児童生徒等が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故等の遭遇後３日から１か月持続する場合を「急性ストレス障害（Acute Stress Disorder通称ASD）」といい、１か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder通称PTSD）」といいます。そのため、事故等の発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切です。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の２～３か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切です。

また、被害児童生徒等の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になることがあり、心のケアが必要になることがあります。被害児童生徒等にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切です。このため、自分自身の心身の不調に早めに気付き、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要です。

なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害児童生徒等が進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要です。



学校と家庭が協力して重大化を防ぐ　保護者・地域向けチラシ

兵庫県・兵庫県教育委員会

「仲間はずれ、無視、陰口」
された経験がある 90%
した経験がある 90%

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター
小中学生への６年間のいじめ追跡調査 2013～2015 より

いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こり得る
どの子どもも被害者・加害者となる可能性があります

どうして重大化する？

被害児童生徒及び保護者の意識
- ○「この気持ちを誰もわかってくれない…」
- ○「こんなにもつらい思いをしてるのに！」
- ○「周りの人に心配かけたくない…」
- ○「SOS に気付いて欲しい…」
- ○「どうしてそんなに苦しめるの？」

意識の違い

加害児童生徒及び保護者の意識
- ●「遊び半分だから、いじめじゃない！」
- ●「いじられたぐらいで！」
- ●「嫌ならイヤと言えばいいでしょ！」
- ●「つらそうになんかしてないでしょ！」
- ●「そんなことまで『いじめ』と言うなら、どうやって関わればいいの？」

継続することにより、いじめが重大化する可能性

家庭でこんな様子はないですか？

～早期発見・早期対応が大切です～

家庭でのチェックリスト

- □ 元気がない
- □ メールの内容を気にしすぎる
- □ 学習意欲が低下する
- □ どことなくおどおどしている
- □ 持ち物がなくなる
- □ 金遣いが急に荒くなる
- □ 急に携帯等を見なくなる
- □ 服装の汚れや破れが目につく
- □ 食欲がない
- □ 携帯等を離さない
- □ 友だちの話をしなくなる
- □ 成績が急に下がる
- □ 落書きが目立つ
- □ 金品を持ち出す
- □ あざや傷がある
- □ 登校をしぶる

- □ すぐかっとなって、暴力を振るう
- □ 言葉遣いが荒くなる
- □ 買った覚えのないものを持っている
- □ 友だちを呼び捨てにする
- □ 友だちに軽蔑した口調で話す

いじめる側になっているかも？

※地域でも、チェックリストを参考に、
子どもたちの見守りをお願いいたします！

- ・すぐに学校（担任）に相談
- ・関係機関に相談（裏面参照）

いじめを重大化させないためには、学校と家庭･地域の協力が不可欠！

そのために･･･
- **・子どもの成長を考え、関係している子ども･家庭･地域が協力。**
- **・学校が中心となって、早い段階で相談をする機会を持つ。**

保護者・地域向け啓発資料

いじめの問題に今できること
兵庫県・兵庫県教育委員会

いじめにより、つらい思いをしたり、学校に行けなくなったりしている子どもがいれば、どう思いますか？どうしますか？　この機会にいじめの問題について話し合い、いじめ防止への理解を深めましょう。

いじめって何？

- ◆ 冷やかしやからかい
- ◆ 悪口や脅し文句
- ◆ 仲間はずれ
- ◆ 集団による無視
- ◆ 軽くぶつかられる
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 物を隠される
- ◆ 遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 物を壊されたり、捨てられたりする
- ◆ イヤなことや恥ずかしいことをさせられる
- ◆ 危険なことをさせられる
- ◆ ネット上で、誹謗中傷される　など

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
「いじめ防止対策推進法」より（平成25年９月28日施行）

家庭のみなさんへ

家族全員でいじめが重大な人権侵害であることを理解し、大人が模範を示しましょう。また、携帯電話等の適切な使用について家庭で話し合いましょう。

- ○子どもの個性や可能性を伸ばし、いじめに向かわない積極的な生き方を身につけさせましょう。
- ○親子の絆や信頼関係を深める中で他者への思いやりや生命の大切さを教えましょう。
- ○いじめの被害にあった場合は全力で守り、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考えましょう。

地域のみなさんへ

地域の会合等で、ハラスメント等の大人社会の有り様も含め、いじめの問題の理解を深め、地域の子どもを守り育てましょう。

- ○しつけや育ちに関する悩みを抱える保護者に寄り添い、不安や孤立感を和らげましょう。
- ○地域での遊びや活動などを通して、人間関係を結ぶ力を育てましょう。
- ○PTAや地域関係団体等による見守り活動や学校への情報提供など、学校と連携して、いじめの問題に取り組みましょう。

インターネットを通じて行われるいじめやネット上のトラブルを防ぐために
～法律や条例で保護者の責務が定められています～

青少年インターネット環境整備法
- ○子どもに携帯電話を買い与える場合、携帯電話会社に「使用者は子どもである」ことを申し出る。
- ○インターネット上には有害情報が氾濫（はんらん）していることを認識して、子どものインターネットの利用のルールを決めるなど、しっかり見守るよう努力する。

兵庫県青少年愛護条例
- ○青少年のスマートフォン・携帯電話について、原則フィルタリングを利用する。
- ○インターネットを利用できる端末を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにする。
- ○インターネットの危険性等を認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図る。

※兵庫県いじめ防止基本方針の策定について
兵庫県では、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、県民総がかりでいじめの問題に取り組むことを目指して、兵庫県におけるいじめの防止等に関する基本方針を策定しました。
詳しくは県教育委員会ホームページまで　http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/

運動・スポーツにおける 暴力・ハラスメントの防止

NO! スポハラ

許されない暴力・ハラスメント行為

- ☐ いかなる理由でも暴力・ハラスメント行為は正当化されない（相手に対し生涯にわたり重大な負の影響を与える）ことを理解していますか？
 - ※ 相手がこどもであっても、一人の人間として敬意をもって接するようにしましょう
- ☐ 以下の行為は暴力・ハラスメントに当たります。こうした行為をしていませんか？受けていませんか？見ていませんか？



- □ 身体的な攻撃
 - ※ 平手でたたく、突き飛ばす、壁に押さえつける、足を払う、競技の器具などで叩く等
- □ 精神的な攻撃
 - ※ 人格・能力、関係者や家族を否定する言葉を言う、長時間にわたる厳しい叱責、威圧、罵倒等
- □ 人間関係からの切り離し
 - ※ 無視をする、練習に参加させない、仲間はずれにする、必要な情報を与えない等
- □ 過大な要求
 - ※ 本人の能力から明らかにできないことを強制する、ケガしても休ませない、飲酒の強要等
- □ 過小な要求
 - ※ 著しく程度の低い練習しかさせない、試合出場や代表選考からの除外、施設の利用制限等
- □ 個の侵害
 - ※ 私的なことに過度に立ち入る、SNSでの誹謗中傷や噂の流布、個人情報の暴露等
- □ 性的な行為・発言
 - ※ 肩を抱く、抱きしめる、キスをする、衣服を脱がせる、身体を触る、性的関係を求める、胸が大きい、足が太い、美形・安産型など、容姿や身体的特徴を取り立てて言う等

⚠ 暴力・ハラスメントにつながりうる 以下のことに注意しましょう ⚠

勝利や結果を重視する考え方

- 大会や試合でよい結果が出ていると暴力・ハラスメント行為が正当化されてしまう（指導者自身も暴力・ハラスメント行為がよい結果に結びついたと誤解してしまう）

指導者と指導対象者の力関係

- 進路選択・大会出場等の権限を持つ指導者の暴力・ハラスメント行為を容認せざるを得ない

閉鎖的な人間関係・地域社会

- 外部からの目が届きにくい閉鎖的な環境下で、暴力・ハラスメント行為に声を上げにくい

過去からの慣習

- 指導者・先輩等からの暴力・ハラスメント行為が慣習的に行われており、声を上げにくい

暴力・ハラスメントの負の連鎖

- 自身が過去に受けた暴力・ハラスメント行為を伴う指導を、自分も行ってしまう

指導技術の不足

- 指導技術不足を暴力・ハラスメント行為に該当する強い指導で補ってしまう

保護者の皆さまへ



- ☐ 被害者の多くは高校生以下であることを知っていますか？
 - ※ こどもを暴力・ハラスメント被害から守るためには、保護者の役割が非常に重要です
- ☐ こどもが試合や大会で好成績を残すためには、暴力・ハラスメントを伴う指導も仕方ないと思っていませんか？
 - ※ 暴力・ハラスメント行為を伴う指導を受けたこどもは、一時的に好成績を残せたとしても、健全な精神的発達に重大な影響を及ぼす恐れがあります（対人関係の困難さ、自己肯定感の低さ、感情コントロールの難しさなど、障害にわたって重大な負の影響を与えかねません）

暴力・ハラスメント行為を防ぐために



- ☐ 自らの思考・行動に暴力・ハラスメントを容認する傾向はありませんか？
 - ※ そのような傾向・雰囲気等を容認していると、自分が加害者になってしまう可能性もあります
- ☐ 部活動・クラブ・チームに暴力・ハラスメント行為を容認する傾向・雰囲気はありませんか？
 - ※ そのような傾向・雰囲気等を容認していると、自分が加害者になってしまう可能性もあります
 仲間と協力したり、保護者の力を借りるなどして、負の連鎖を断ち切りましょう
- ☐ 部活動・クラブ・チームの運営者は、以下の取組をしていますか？

1. 運営する部活動・クラブ・チームにおける暴力・ハラスメント行為の有無の確認
2. すべての参加者に対する暴力・ハラスメント防止に関する周知啓発
3. 指導者に対する暴力・ハラスメント防止に関する教育の徹底
4. 暴力・ハラスメント事案に対する責任体制の確立と相談体制の整備・周知
5. 暴力・ハラスメント事案発生時の適切な対応（被害者・通報者の保護、原因調査、行為者に対する処分等の措置、再発防止対策の実施）

暴力・ハラスメント行為を受けたら（目撃したら）



- ☐ 我慢したり、見て見ぬふりをせず、すぐに周囲の人に相談しましょう
 - ※ 保護者、友人などに相談するほか、所属チームや団体に相談窓口がある場合は活用しましょう
- ☐ 周囲や所属チーム・団体に相談しにくい場合は、外部の相談窓口を活用しましょう
 - ※ 各スポーツ団体も設けていますので利用しましょう

1. スポーツ少年団・総合型スポーツクラブ
 日本スポーツ協会、各競技団体
2. 中学校・高校の運動部活動
 日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、各競技団体
3. 大学の運動部活動
 大学スポーツ協会（UNIVAS）、各競技団体
4. トップアスリート
 日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、各競技団体
5. その他人権侵害等についての相談
 人権相談窓口、24時間こどもSOSダイヤル

NO! スポハラ

スポーツ庁　2026年1月